

令和 2 年度第 3 回瑞穂町個人情報保護審査会
会議録

日 時	令和 3 年 1 月 1 2 日 (火) 午後 2 時から午後 4 時 2 0 分まで	
場 所	瑞穂町役場庁舎 4 階 委員会室	
出席	審査会委員	町田和美 田中信雄 平山敬夫 坂内幸男
	事務局	小作正人 福島 聡 伊丹温徳
欠席	審査会委員	なし
除斥	審査会委員	小川幸三
会議の要旨	<p>1 開会 総務課長</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 会長及び副会長の互選 会長は町田委員、副会長は田中委員に決定</p> <p>4 議事録署名委員の指名 田中委員を指名</p> <p>5 議事</p> <p>(1) 議題</p> <p>瑞穂町長が行った自己情報非開示決定処分（令和 2 年 7 月 1 3 日付け瑞企総収第 9 号の 2）に対する審査請求について（諮問）</p> <p>(2) 書面審理（2 回目）</p> <p>令和 2 年 6 月 3 0 日付けで受理した自己情報の開示請求に対して、瑞穂町個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）第 1 3 条に規定する「保有個人情報の開示を請求できる者」に当たらないことを理由に、条例第 1 5 条第 1 項の規定により開示しないことと決定したことに対する審査請求について書面審理を行いました。</p> <p>その要旨は、次のとおりです。</p> <p>① ガイダンスでは、遺族への開示について趣旨を尊重すべきと記載している。情報の隠ぺい防止や虐待防止を</p>	

趣旨としていると考えられることから、尊重すべきではないか。

- ② 個人情報保護法や東京都の条例は、個人情報の定義を生存する個人としているが町の条例にこの文言は入っていない。東京都の裁判例や最高裁判例は、生存する個人と規定した法令の適用に関する事例であり、本件の事例にそのまま当てはめられる訳ではないのではないか。
- ③ 近隣自治体の条例や規則では、死者の個人情報の取扱いに関する規定は、それぞれ異なっている。
- ④ 町の個人情報の定義からすれば、もっと広く解釈しても差し支えないのではないかと考える余地はある。
- ⑤ 事務の手引きに記載のとおり運用しているが、記載の要件だけ読んでいくと非開示にせざるを得ないのではないか。
- ⑥ 本件について開示することで、本当に人の名誉や尊厳を傷つけることになってしまうものなのか。条例の趣旨を考えたときに、死者の個人情報の運用は、個別事案ごとに判断することも必要ではないのか。
- ⑦ 亡くなった母親の状況を知りたいということは社会通念上認める余地があると考え。当然条例第17条に規定する非開示情報があればそれを除くべきだが、文書そのものを開示しても差し支えないと考える。
- ⑧ 審査請求人から提出された資料によれば、介護認定に関する本件のような開示請求に対して、他の自治体でも開示が認められているように、住民からの要請に応えていく弾力的な判断も必要と考える。
- ⑨ 他自治体では、条例や規則に相続人に開示する要件を規定しているところもある。場合によっては、事案ごとに必要に応じて審査会の意見を聴くような対応も必要なのではないか。
- ⑩ 運用解釈の内容については、引き続き検討していく必

	<p>要があると考ええる。</p> <p>6 結論</p> <p>本件について検討した結果、瑞穂町長が行った自己情報非開示決定処分（令和2年7月13日付け瑞企総収第9号の2）を取り消し、条例第17条各号の該当性を判断した上で、開示すべきと考えます。</p> <p>7 閉会 町田会長</p>
--	---

議事録署名委員 _____